

蕨市立小・中学校体育施設開放事業要項

1. 目的 本事業は、小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲でスポーツ・レクリエーション活動の場として市民に開放し、市民の健康増進と体力づくりの推進を図ることを目的とする。
2. 開放校 市内小・中学校
3. 体育施設 校庭、体育館、武道場（第二中学校のみ）、テニスコート（中学校のみ）
4. 使用料 体育施設を利用する場合は条例により定められた使用料を負担する。ただし、体育施設開放事業の登録団体が利用する場合は、一部の夜間照明使用料などを除き全額免除とする。（校庭夜間照明使用料：1,030円／1時間）
5. 開放日 通年（年末年始及び学校・地域利用等がある場合を除く。）
6. 開放時間 学校の活動や地域利用等のイベントがない時間帯とする。
○月～金曜日（長期休業中を除く）
中学校は原則午後7時から午後9時までとする。
小学校は原則各小学校の規則による。
○土・日・祝 午前6時～午後9時（部活動等がある時間帯を除く）
※夜間照明設備のない施設は日没までとする。
7. 団体登録 (1) 体育施設の利用を希望する団体は、「蕨市立小・中学校体育施設利用団体登録申請書（様式1号）」・「蕨市小・中学校体育施設利用誓約書（別紙1）」・「活動者名簿（別紙2）」・「蕨市立小・中学校体育施設鍵借用書（別紙3）」を教育委員会に提出し、団体登録の許可を受けること。
(2) 登録の有効期限は2年間とする。登録は原則、毎年2月の年1回のみとなり、登録期間は有効期限までとする。
(3) 教育委員会は、団体が施設の目的を著しく逸脱して利用している場合や、登録団体として不適格と認めた場合は利用許可を受けた後であっても施設の利用を中止させ、登録を取り消すことができる。

8. 登録条件 (1) スポーツ・レクリエーション活動を目的とした10人以上の活動者で構成され、かつ、成人の監督者を置く団体とする。また、活動者の7割以上は市内在住、在勤、在学者でなければならない。
 (2) 利用する学校の奉仕活動に必ず参加すること。
 (3) 団体にスポーツ安全保険等に加入していること。
 (4) 政治・宗教活動または営業行為での利用は不可とする。
9. 申請方法 登録を受けた団体は「蕨市小・中学校体育施設利用許可申請書」を各学校に提出し、利用の許可を受けること。
10. 注意事項 (1) 「蕨市小・中学校体育施設の開放に関する規則」及び「蕨市立小・中学校体育施設利用の心得」を厳守すること。
 (2) 利用許可を受けた後であっても、緊急の修繕や学校利用、選挙等で施設の開放を中止することがある。

◆問い合わせ先

蕨市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課
 スポーツ推進係
 TEL 433-7730 FAX 433-7731
 E-mail hotaiku@city.warabi.saitama.jp

◆各学校連絡先

東 小	442-2154	中東小	443-3102
西 小	442-2642	塚 小	442-2218
南 小	442-2514	第一中	442-2533
北 小	432-2044	第二中	443-2670
中央小	442-2672	東 中	442-5370